

日医発第 527 号 (保 153)
令和 2 年 7 月 22 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中 川 俊 男
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
の一部改正について (向精神薬関連)

令和 2 年 7 月 17 日付け保医発 0717 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知により、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号) が一部改正されましたのでお知らせ申し上げます。

今回の改正は、令和 2 年度診療報酬改定後に薬価基準に収載された下記の睡眠薬と抗精神病薬を標記通知の別添 1 (医科点数表) の「別紙 36」(向精神薬の一覧) に追加したものとなっております。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 2 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しております。

記

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別添 1（医科点数表）の「別紙 36」（向精神薬の一覧）の一部改正について

1. 「別紙 36」の「睡眠薬」に以下の成分を追加
 - ・ レンボレキサント
（関連品目：令和 2 年 4 月 22 日薬価収載「デエビゴ錠 2.5mg」等）
 - ・ メラトニン
（関連品目：令和 2 年 5 月 20 日薬価収載「メラトベル顆粒小児用 0.2%」）
2. 「別紙 36」の「抗精神病薬」に以下の成分を追加
 - ・ ルラシドン塩酸塩
（関連品目：令和 2 年 5 月 20 日薬価収載「ラツーダ錠 20mg」等）

（添付資料）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（通知中に新旧対照表を含む。）

（令 2. 7. 17 保医発 0717 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長）

保医発 0717 第 1 号
令和 2 年 7 月 17 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）の一部を次のとおり改正することとしたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段のご配慮を願いたい。

記

- 1 別添 1 別紙 36「睡眠薬」中「スボレキサント」の下に「レンボレキサント」及び「メラトニン」を加える。
- 2 別添 1 別紙 36「抗精神病薬」中「○ ブレクスピプラゾール」の下に「○ ルラシドン塩酸塩」を加える。

(別添 参考)

○「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙 36</p> <p>睡眠薬</p> <p>ブロモバレリル尿素 抱水クロラール エスタゾラム フルラゼパム塩酸塩 ニトラゼパム ニメタゼパム ハロキサゾラム トリアゾラム フルニトラゼパム プロチゾラム ロルメタゼパム クアゼパム アモバルビタール バルビタール フェノバルビタール フェノバルビタールナトリウム ペントバルビタールカルシウム トリクロホスナトリウム リルマザホン塩酸塩水和物 ゾピクロン ゾルピデム酒石酸塩 エスゾピクロン ラメルテオン スボレキサント <u>レンボレキサント</u> <u>メラトニン</u></p> <p>抗精神病薬(○印は非定型抗精神病薬、△は持続性抗精神病注射薬剤) <定型薬> クロルプロマジン塩酸塩 クロルプロマジンフェノールフタリン酸塩</p>	<p>別紙 36</p> <p>睡眠薬</p> <p>ブロモバレリル尿素 抱水クロラール エスタゾラム フルラゼパム塩酸塩 ニトラゼパム ニメタゼパム ハロキサゾラム トリアゾラム フルニトラゼパム プロチゾラム ロルメタゼパム クアゼパム アモバルビタール バルビタール フェノバルビタール フェノバルビタールナトリウム ペントバルビタールカルシウム トリクロホスナトリウム リルマザホン塩酸塩水和物 ゾピクロン ゾルピデム酒石酸塩 エスゾピクロン ラメルテオン スボレキサント</p> <p>抗精神病薬(○印は非定型抗精神病薬、△は持続性抗精神病注射薬剤) <定型薬> クロルプロマジン塩酸塩 クロルプロマジンフェノールフタリン酸塩</p>

ペルフェナジンフェンジゾ酸塩
ペルフェナジン
ペルフェナジンマレイン酸塩
プロペリシアジン
フルフェナジンマレイン酸塩
プロクロルペラジンマレイン酸塩
レボメプロマジンマレイン酸塩
ピバンペロン塩酸塩
オキシペルチン
スピペロン
スルピリド
ハロペリドール
ピモジド
ゾテピン
チミペロン
ブロムペリドール
クロカプラミン塩酸塩水和物
スルトプリド塩酸塩
モサプラミン塩酸塩
ネモナプリド
レセルピン

△ ハロペリドールデカン酸エステル
△ フルフェナジンデカン酸エステル

<非定型薬>

- △リスペリドン
- クエチアピンフマル酸塩
- ペロスピロン塩酸塩水和物(ペロスピロン塩酸塩)
- オランザピン
- △アリピプラザール(アリピプラザール水和物)
- ブロナンセリン
- クロザピン
- パリペリドン
- △パリペリドンパルミチン酸エステル
- アセナピンマレイン酸塩
- ブレクスピプラザール
- ルラシドン塩酸塩

ペルフェナジンフェンジゾ酸塩
ペルフェナジン
ペルフェナジンマレイン酸塩
プロペリシアジン
フルフェナジンマレイン酸塩
プロクロルペラジンマレイン酸塩
レボメプロマジンマレイン酸塩
ピバンペロン塩酸塩
オキシペルチン
スピペロン
スルピリド
ハロペリドール
ピモジド
ゾテピン
チミペロン
ブロムペリドール
クロカプラミン塩酸塩水和物
スルトプリド塩酸塩
モサプラミン塩酸塩
ネモナプリド
レセルピン

△ ハロペリドールデカン酸エステル
△ フルフェナジンデカン酸エステル

<非定型薬>

- △リスペリドン
- クエチアピンフマル酸塩
- ペロスピロン塩酸塩水和物(ペロスピロン塩酸塩)
- オランザピン
- △アリピプラザール(アリピプラザール水和物)
- ブロナンセリン
- クロザピン
- パリペリドン
- △パリペリドンパルミチン酸エステル
- アセナピンマレイン酸塩
- ブレクスピプラザール